

事務連絡
令和3年6月1日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属高等学校・中等教育学校の後期課程
・特別支援学校の高等部を置く
各国公立大学法人担当課
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課 御中
各国公私立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

法務省人権擁護局調査救済課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

高等学校、大学等における「人権相談に関する窓口」の周知について（依頼）

法務省の人権擁護機関では、日常生活の中で、差別やハラスメント等、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けております。

人権相談等を通じて、被害者から人権を侵害されたという申告等があった場合は、法務局職員と人権擁護委員が協力し、人権侵犯事件の調査や当事者の関係の調整等を行い、事案の円満な解決を図っています。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設やデパート等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

また、人権相談窓口及び人権擁護委員について説明したリーフレットが別添のとおり作成されております。

については、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）におかれては、各高等学校等や各大学等のホームページへの下記法務省ホームページのリンク設定やSNSでの情報発信、別添リーフレットの校内掲示など、生徒や学生への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等、専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）並びに域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県におかれては所轄の高等学校等及び専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する高等学校等、専修学校に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては所轄する高等学校等及び学校法人等に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、人権相談窓口及び人権擁護委員についての問合せは、最寄りの法務局又は法務省人権擁護局調査救済課にお願いします。

○法務省における人権相談について（法務省ホームページ）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html



【本件連絡先】

<人権相談窓口、人権擁護委員について>

法務省人権擁護局調査救済課調査救済第二係

TEL：03-3580-4111（内線2715）

<高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部について>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL：03-5253-4111（内線3291）

<大学・短期大学・高等専門学校について>

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

TEL：03-5253-4111（内線2522）

<専修学校・各種学校について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線2915）